

## 第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

## 第2 請求の内容

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出日

平成29年1月6日

### 3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法（昭和22年法律第67号。）第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は追加証拠を提出するとともに、平成29年2月21日に陳述を行いました。

### 4 請求の要旨

次の2点の理由から、平成28年度の犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託契約（以下「本件委託契約」といいます。）は違法又は不当であり、契約の解除を求めます。

#### (1) 費用の増加について

平成27年度に横浜市動物愛護センター（以下「動物愛護センター」といいます。）が公益社団法人横浜市獣医師会（以下「獣医師会」といいます。）等と交わした「手数料事務委託」は、平成25年度の「代行手続委託」に比べて、横浜市の負担が約2,200万円増えており、市に損害を与える契約となっています。なお、平成24年度に財政局が示した「収納事務委託に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）の中に、委託契約するには経費の削減が必要と記載されています。

#### (2) 会計管理者の協議内容と異なる契約の締結について

平成27年度の手数料事務委託に係る会計管理者との協議事項書では、収納から払込みまでに要する日数は「14日以内」とされているにもかかわらず、獣医師会との手数料事務委託の契約書細目では「翌月10日までに納付してください。」と協議内容と異なる契約を締結しています。

### 第3 関係職員の陳述

#### 1 関係職員の陳述の聴取

平成29年2月21日に、健康福祉局職員から陳述を聴取しました。

#### 2 関係職員の陳述の要旨

##### (1) 費用の増加について

###### ア 狂犬病予防法に基づく飼い主の義務

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）により、犬の飼い主には犬の登録及び鑑札の装着、並びに飼い犬に対して毎年狂犬病予防注射を受けさせること、及び狂犬病予防注射済票の装着が義務付けられています。

###### イ 鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付手続

鑑札及び狂犬病予防注射済票（以下「鑑札等」といいます。）の交付手続は各区生活衛生課、又は毎年4月に市内の公園や集会所、区役所等に設ける集合注射会場等で受け付けています。

交付に係る手数料については横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）でそれぞれ手数料の額が定められており、交付時に納付することとなっています。

###### (ア) 区生活衛生課での手続

区生活衛生課窓口では狂犬病予防注射の接種はできないため、飼い主は動物病院で狂犬病予防注射を飼い犬に接種させ、獣医師が発行する注射済証明書を区生活衛生課窓口を持参することで鑑札等の交付を受けられます。

###### (イ) 集合注射会場

集合注射会場では、獣医師会との協定に基づき各会場に獣医師が派遣されており、会場で注射を打つと同時に、区職員から鑑札等の交付を受けられます。

###### (ウ) 獣医師による代行

狂犬病予防注射を接種した獣医師が、飼い主から手数料相当額を預かり、飼い主の代わりに区生活衛生課で手数料を納付して鑑札等の交付を受け、交付された鑑札等は獣医師から飼い主に引き渡すという形での手続（請求人のいう「代行手続委託」）もあり、慣行として多くの動物病院で行われてきました。

この場合、飼い主は動物病院から鑑札等が引き渡されるまでは一定の期間を要することとなります。

(エ) 収納委託による動物病院等での手続

平成26年度までは、狂犬病予防法に関する手続は上記(ア)から(ウ)による方法で行われていましたが、27年度以降は、それらに加え、新たに収納委託により市内約300か所の動物病院、ペットショップで、予防注射を受けさせたり、犬を購入したりしたその場で鑑札等の交付が受けられるようになりました。

ウ 事務見直しの経緯

狂犬病予防注射の接種率（指標は狂犬病予防注射済票の交付率）は、本市では近年は70%程度で推移しており、さらに平成25年の台湾における狂犬病発生（約50年ぶり）もあり、狂犬病予防事業の更なる推進が課題となっていました。

そこで、予防接種実施場所の約70%を占める動物病院で鑑札等の交付ができれば、市民サービスが向上するとともに、接種率や鑑札等の交付率が向上すると考えました。

また、未接種犬の飼い主への接種勧奨などに総合的に取り組むことで、狂犬病予防の推進を図ることとしました。

さらに、各区の生活衛生課で行っていた14万件もの狂犬病予防注射関係情報のOA入力の大部分を、動物愛護センターに集約することで、事務の効率化を図ることとしました。

エ 収納委託事務の概要

動物病院やペットショップにおいて、狂犬病予防注射の接種時や犬の購入時に、その場で鑑札等の交付を受けられるようにするため、鑑札等の交付や手数料の収納を委託しているものです。これらの事務を委託することで、これまで区生活衛生課や4月に設置される集合注射会場に限られていた手続窓口が、市内約300か所の動物病院、ペットショップに増えました。また、動物病院等は休日や夜間も開いていることが多いため、一層利便性が高まりました。

オ 変更点及び経費

(7) 飼い主への意識付け強化

- ・毎年3月発送の通知について、啓発チラシ等情報量を増やすためにハガキから封書に切换え
- ・手続方法の解説のほか、狂犬病予防注射が法令上の義務であることや、狂犬病まん延防止の重要性を訴える啓発チラシを同封

a お知らせ通知の作成【約155万円の増】

- ・ハガキから封書への切换え
- ・封入物の増
  - A4：申請書、手続の説明、啓発資料各1部
  - A3：集合注射会場、動物病院等リスト各1部
- ・消費税の増税（5%から8%）

【必要性】

26年度以前はハガキ1枚だったので、啓発情報などは記載できず、また他の郵便物とまぎれて気が付かれないなどの課題がありました。啓発や手続に関する情報量を増やすうえで、必要な見直しとなっています。

b お知らせの発送【約583万円の増】

- ・ハガキから封書への切换えによる郵送料の増
  - 41.0円/通 ⇒ 74.52円/通 ※割引適用（区分郵便、バーコード付）
- ・郵送料自体の値上げ
  - 50円、80円 ⇒ 51円、82円 など
- ・発送通数は減（3,008通の減）

(イ) 手続利便性の向上

受託動物病院で鑑札等の交付ができるように委託化（収納委託）しました。これにより、従来は区生活衛生課又は集合注射会場でしか交付できなかったものが、市内約300か所の受託動物病院等で、休日や夜間でも手続ができるようにしました。

通知文書に、18区すべての集合注射会場のリスト、受託動物病院のリストを同封（従前は居住区の集合注射会場日程のみ）し、飼い主の選択の幅を広げるようにしました。

a 鑑札等の作成【約96万円の増】

- ・作成枚数の増（29,740枚増）
- ・単価の上昇（鑑札46.0円/枚⇒約46.8円/枚、狂犬病予防注射済票9.5円/枚⇒約10.5円/枚）
- ・消費税の増税（5%から8%）

b 委託用番号シールの作成【約102万円の増】

事務処理の簡素化及び正確性を担保するため、交付した鑑札等の番号及び読取用バーコードを印字したシールを新たに作成、使用しています。

【必要性】

動物病院等で交付された鑑札等の情報は、動物愛護センターに集約し、本市データベースに登録しますが、その際、動物愛護センターに送付する書類と、飼い主控の双方に、実際に交付した鑑札等の番号を記入する必要があります。書き間違い、手書きの数字の見誤り（0と6や9、1と7など）、あるいはデータベースへの入力時のタイプミスなどの事故を未然に防ぐとともに、動物病院等での交付時の負担軽減やデータベース入力の効率化を図っています。

c 委託用レターパック【約227万円の増】

動物病院など受託施設で処理した申請書類を、動物愛護センターに集約するために利用しています。

【必要性】

申請書類には個人情報に記載されており、郵送事故等を防ぐ観点から、配達記録が付き、4kgまで定額で送付できるレターパックの利用が最適であると判断しました。なお、書留の場合は通常の郵便料金+310円のため郵送物の重量によらずレターパックの方が安価です。

d 事務処理アルバイト【約409万円の増】

動物愛護センターに集約された申請書類を整理し、データベースに入力するためアルバイトを雇用しています。

25年度には各区の生活衛生課で約14万1千件を処理していましたが、27年度は約4万7千件と、約1/3になりました。

【必要性】

委託化に伴い、それまで18区に分散していた鑑札等の交付申請の大半を動物愛護センターに集約することとしました（約10万件）。そのうち約8割が4月から7月

に集中し、短期間に大量の申請情報をデータベースに入力する必要があることから、事務繁忙対応の人員の雇用が必要不可欠です。

e 収納委託の実施【約967万円の増】

- ・適正飼育推進事業の廃止 ▲1,761万円
- ・収納委託事務の委託費 +2,728万円
- ・鑑札等の交付件数の増  
67,086件⇒101,049件（+33,963件）
- ・即時交付が可能な窓口の増（+297か所）

(ウ) 未接種犬の飼い主への接種勧奨

未接種犬の飼い主に宛てて、狂犬病予防注射が未接種である旨を通知するハガキを送付（年1回、秋）し、接種勧奨を行うようにしました。

a 接種勧奨ハガキの作成【約99万円の増】

- ・未接種犬の飼い主に狂犬病予防注射の接種を勧奨するため、通知はがきを作成（5万通）

【必要性】

飼い主に対し狂犬病予防注射が法令上の義務であることを周知し、狂犬病予防注射の接種率向上を図るうえで必要な取組です。

カ 事務見直しに伴う経費の増及び必要性

狂犬病予防関連経費の歳出決算額については、25年度との比較で、27年度は約2,702万円の増となりました。狂犬病予防注射接種率の向上、手続利便性の向上、事務の効率化などの行政課題への対応を図るうえで、お知らせの封書化、啓発資料の増加、動物病院等への収納委託に伴う番号シールなど新たな印刷物の作成など、所要の措置を講じたことにより25年度との比較で全体的に経費増となりました。

一方で、犬の新規登録数の増（25年度比で約1,500件の増）、狂犬病予防注射済票交付件数の増（約5,700件の増）及び狂犬病予防注射接種率の向上（75.9%、約4ポイントの向上）といった成果があり、歳入決算額については25年度との比較で、27年度は約755万円の増収となっています。

なお、前記オのとおり、いずれも、犬の登録推進及び狂犬病予防注射接種率の向上、

市民の利便性向上を図るうえで必要かつ適正な経費執行であると考えます。

#### キ 収納委託の実施と経費増各項目の関係について

収納委託に伴い生じた収入減や経費増として請求人が掲げた項目のうち、注射済票は収納委託の実施に関わらず作成するもので、金額の増減は調達価格の変動によるものです。また、お知らせの封書化については、委託化に伴い新たに作成した申請書様式を送付するうえでも必要でしたが、飼い主への意識付けの強化や啓発資料の増など、収納委託の実施を含む事務見直し全体に係るものであり、収納委託の実施とは独立した取組です。

また、番号シールの作成やレターパックの利用、事務処理アルバイトの雇用については収納委託に伴う経費の増となります。しかしながら、番号シールは動物病院等での手続に要する手間の軽減や誤記載などミスの予防に効果を発揮しています。また事務処理アルバイトの雇用については、事務処理を動物愛護センターに集約したことにより、区生活衛生課の経費や業務量の削減など、事務の効率化が図られています。

#### ク 事務見直しの効果

##### a 犬の新規登録（鑑札の交付）件数／歳入額

25年度：10,629件／31,887千円

27年度：12,104件／36,312千円

(+1,475件／+4,425千円)

##### b 狂犬病予防注射済票交付件数／歳入額

25年度：130,707件／71,889千円

27年度：136,435件／75,039千円

(+5,728件／+3,150千円)

##### c 狂犬病予防注射の接種率

25年度：71.6%

27年度：75.9% (+4.3ポイント)

##### d 区生活衛生課の事務量（鑑札等の交付件数）

25年度：141,235件

27年度：47,303件 (▲93,932件)

## (2) 会計管理者の協議内容と異なる契約の締結について

ガイドラインでは、収納事務を委託するための要件が例示されていますが、全てを満たす必要があるとはされていません。また、例示されている内容については、①原則として、常時徴収又は収納する収入であること、②住民の利便の向上が図られるものであること、③適実に収入できること、④徴収又は収納を委託することで、経費の節減を図れること、などがあげられています。本委託においては①～③については論を待たず、④については、お知らせの封書化や、個人情報を含む申請書類の提出を安全に実施するためのレターパックの活用、事務処理のための派遣労働者の雇用など経費増となっていますが、一方で区生活衛生課での取扱件数が約9万4千件減少するなど業務の効率化も図れています。

また、納付期限については、会計管理者との協議の結果、収納から14日以内の納付としました。本委託の実施にあたり、最大の受託者である獣医師会（委託への参加は約250施設）については、多くの動物病院からの報告書、収納金を取りまとめる必要があり、14日以内での納付が困難であったことから、納付金や事務処理の正確性を優先し、所管課の判断で月締め・翌月10日までの納付とし、会計管理者との協議に反する運用をしました。

納付期限については現在、会計管理者と協議を進めており、本市規則等に沿った納付方法に変更するための所要の事務手続を行っているところです。

本件収納委託は、通知の封書化や未接種犬の飼い主への接種勧奨の実施などと併せ、犬の登録推進及び狂犬病予防注射の接種率向上を図るための取組の一環を成すものであり、経費の増についても、費用対効果の面から適正な支出となっています。

また、納付期限の運用については、会計管理者との協議に反する取扱いをしておりました。この点については真摯に反省するとともに、現在、関係部署と調整して対応を進めているところです。なお、納付期限の延長を図ったことによる収納未済など財政上の損害は生じておりません。

## 第4 監査委員の判断

### 1 監査対象事項の決定

請求書、同請求書に添付された事実証明書及び追加証拠並びに陳述を検討した結果、



次のとおり監査対象事項を決定しました。

請求人は、平成27年度の本件委託契約に伴い発生した費用が、鑑札等交付に係るこれまでの費用に比べて増加していることから、本件委託契約は市に損害を与える契約であり、また、市が獣医師会との当該契約において、会計管理者の協議と異なる納付期限を内容とする契約であることから、平成27年度の本件委託契約と同様の内容である平成28年度の本件委託契約を解除するよう求める旨主張しています。

請求人が主張する点について、平成27年度の本件委託契約が、違法又は不当な契約に該当するか、また、平成27年度の本件委託契約と同様の内容である平成28年度の本件委託契約を解除すべきかを監査対象事項と決定しました。

## 2 事実関係の確認

請求人の請求書、事実証明書、追加証拠及び陳述並びに関係職員の提出書面及び陳述により、監査対象事項について次の事実を認めました。

### (1) 費用の増加について

#### ア 狂犬病予防法に基づく飼い主の義務

狂犬病予防法第4条及び第5条により、犬の飼い主には犬の登録及び鑑札の装着、並びに飼い犬に対して毎年狂犬病予防注射を受けさせること、及び狂犬病予防注射済票を装着させることが義務付けられています。

#### イ 平成26年度までの鑑札等の交付手続

鑑札等の交付手続は各区生活衛生課、又は毎年4月に市内の公園や集会所、区役所等に設ける集合注射会場等で受け付けています。

交付に係る手数料については、横浜市手数料条例第2条でそれぞれ手数料の額が定められており、同条例第5条では「手数料は、申請又は請求の際に納付しなければならない」となっています。

### (ア) 区生活衛生課

区生活衛生課窓口では狂犬病予防注射の接種はできないため、飼い主は動物病院で狂犬病予防注射を飼い犬に接種させ、獣医師が発行する注射済証明書を区生活衛生課窓口を持参することで狂犬病予防注射済票の交付を受けられます。

### (イ) 集合注射会場

集合注射会場では、獣医師会との協定に基づき各会場に獣医師が派遣されており、会場で注射を打つと同時に、区職員から狂犬病予防注射済票の交付が受けられます。

#### (ウ) 獣医師による代行

狂犬病予防注射を接種した獣医師が、飼い主から手数料相当額を預かり、飼い主の代わりに区生活衛生課で手数料を納付して狂犬病予防注射済票の交付を受け、交付された狂犬病予防注射済票は獣医師から飼い主に引き渡します。この場合、飼い主は動物病院から狂犬病予防注射済票が引き渡されるまでは一定の期間を要することとなります。

#### ウ 平成27年度からの鑑札等の交付手続

平成26年度までは、狂犬病予防法に関する手続は上記イ(ア)から(ウ)による方法で行われていました。平成27年度以降は、それらに加え、獣医師会、動物病院及びペットショップと新たな委託契約を締結し、獣医師が鑑札等に係る交付手数料を徴収し、鑑札等を交付することを可能にする等のため、新たに収納委託を導入しました。

このことで、市内約300か所の動物病院で予防注射を受けさせたり、ペットショップで犬を購入したその場で鑑札等の交付が受けられます。

#### エ 事務見直しの経緯

近年の本市の狂犬病予防注射の接種率が70%程度で推移していたこと、及び平成25年に台湾における狂犬病が発生したことから、狂犬病予防事業の更なる推進が課題となっていました。

そこで、動物愛護センターは、新たな収納委託の導入に伴い、狂犬病予防注射の啓発等に係る情報量を増やす等のため、委託の実施とは別の取組として、事務の見直しを行いました。

#### オ 平成27年度の内容及び経費の増加

平成27年度について、新たな収納委託の導入に係る事務経費と事務の見直しに係る事務経費は次のとおりです。

(7) 新たな収納委託の導入に係る部分

a 委託費（約967万円の増）

動物愛護センターでは、受託動物病院で鑑札等の交付ができるように、手数料の収納委託に変更しました。これにより、従来は区生活衛生課又は集合注射会場でしか交付できなかったものが、市内約300か所の受託動物病院等で、休日や夜間でも手続が可能になっています。

b 鑑札等の作成費（約96万円の増）

鑑札等は収納委託の実施に関わらず従来から作成しているもので、金額の増加は調達価格の変動によるものです。

c 委託用番号シールの作成（約102万円の増）

事務処理の簡素化及び正確性を担保するため、交付した鑑札等の番号及び読取用バーコードを印字したシールを新たに作成、使用しています。

d 委託用レターパック費（約227万円の増）

動物病院など受託施設で処理した申請書類を、動物愛護センターに集約するため、新たにレターパックを利用しています。

e 事務処理アルバイト料（約409万円の増）

これまで区生活衛生課で行っていた事務を動物愛護センターに集約したため、動物愛護センターに集約された申請書類を整理し、データベースに入力するために新たにアルバイトを雇用しています。

(イ) 事務の見直しに係る部分

a お知らせ通知の作成・発送（約738万円の増）

動物愛護センターは、毎年3月に発送する狂犬病予防注射のお知らせに関する通知を、狂犬病予防注射の啓発等に係る情報量を増やす等のため、ハガキから封書に切換えています。

b 接種勧奨ハガキの作成・発送（約306万円の増）

未接種犬の飼い主に宛てて、飼い主に対し狂犬病予防注射が法令上の義務であることを周知するとともに、狂犬病予防注射の接種率向上を図るため、通知のハガキを5万通作成・送付し、接種勧奨を行っています。

## カ 新たな収納委託の導入及び事務の見直しの成果

平成27年度は、平成25年度に比べて、犬の新規登録数が約1,500件増、狂犬病予防注射済票交付件数約5,700件増及び狂犬病予防注射接種率が約4ポイント向上し、鑑札等交付に係る歳入決算額については、約755万円の増収となっています。

なお、鑑札等交付に係る事務処理を動物愛護センターに集約したことにより、区生活衛生課での事務処理件数は、93,932件減少しています。

### (2) 会計管理者の協議内容と異なる契約の締結について

健康福祉局と会計管理者との協議の結果、収納から払込みまでに要する日数は14日以内となりましたが、獣医師会との本件委託契約においては、14日以内での納付が困難であったことから、会計管理者との協議内容に反し、翌月10日までの納付としました。

なお、他の受託者との本件委託契約においては、会計管理者との協議どおり14日以内としています。

## 3 結論

以上を踏まえ、次のように判断しました。

請求人は、平成27年度の本件委託契約に伴い発生した費用が、鑑札等交付に係るこれまでの費用に比べて増加していることから、本件委託契約は市に損害を与える契約であり、また、市が獣医師会との当該契約において、会計管理者の協議と異なる納付期限を内容とする契約であることから、平成28年度の本件委託契約を解除するよう求める旨主張しています。

そのため、平成27年度の本件委託契約に伴い費用が増加していることに正当な理由があるか、また、会計管理者との協議と異なる内容で契約を締結していることが違法又は不当であるか、これらの点から平成28年度の本件委託契約を解除すべきかについて、検討します。

## (1) 費用の増加に係る請求人の主張の検討

### ア 新たな収納委託の導入に係る費用

委託者がどのような委託形態を採用するかは、動物愛護センターにおいて事務事業の目的や実情等を総合的に考慮して判断すべきでものものであって、その判断に裁量権の逸脱又は濫用がないなどの場合には、違法又は不当といった問題は生じません。

新たな収納委託の導入に係る費用のうち、新たに発生した費用又は前年度までの契約と比較して増額した費用の主な内訳は、委託費や委託用レターパック、委託用鑑札番号シールに係る費用、動物愛護センター事務処理アルバイト料等です。

これらは、獣医師会、動物病院及びペットショップと本件委託契約を締結し、獣医師が鑑札等に係る交付手数料を徴収し、鑑札等を交付する等のために必要な事務を契約内容とした結果、費用が増加したものです。

また、これら費用の目的は、従来は区や集合注射会場でしか交付できなかった鑑札等を、市内約300か所の受託動物病院等で休日や夜間でも手続を可能にして接種率や鑑札等の交付率の向上を図ること、及び動物愛護センターに事務を集中して効率化を図ることであって、こうした目的には合理的な理由があり、裁量権の逸脱又は濫用はなく、その目的を達成するために必要な事務を契約内容としていることが認められます。

なお、本件委託契約を実施したことで、鑑札等の交付が、市内約300か所の受託動物病院等で休日や夜間でも手続できるようになり、狂犬病予防注射の接種率や鑑札等交付件数が向上しています。動物愛護センターに事務を集中したことも、区生活衛生課の事務量の削減につながっています。

### イ 事務の見直しに係る費用

動物愛護センターは、新たな収納委託の導入に伴い、狂犬病予防注射の啓発等に係る情報量を増やす等のため、収納委託の実施とは別の取組として、事務の見直しを行いました。

事務の見直しをどのように行うかについても、上記アの場合と同様、動物愛護センターにおいて事務事業の目的や実情等を総合的に考慮して判断すべきでものものであって、その判断に裁量権の逸脱又は濫用がないなどの場合には、違法又は不当といった問題は生じません。

事務の見直しに伴い、狂犬病予防注射のお知らせ通知の作成費用等が増額し、さらに、未接種犬への督促ハガキの作成費用等が新たに発生していますが、これらの費用の目的は、未接種犬の飼い主への接種勧奨などに総合的に取り組むことで狂犬病予防の推進を図ることであり、こうした目的には合理的な理由があり、裁量権の逸脱又は濫用はなく、事務の見直しが違法又は不当なものであると認めることはできません。

なお、予防注射の案内の通知をハガキから封筒に変更し、集合注射会場のリストや啓発チラシ等を同封することで、飼い主が目にする情報量が増え、住民の利便性が向上しています。未接種犬の飼い主にハガキによる接種勧奨を実施したことも、狂犬病予防注射の接種率や鑑札等の交付率の向上につながっています。

以上のとおり、平成27年度の新たな収納委託の導入と、事務の見直しは、目的に合理的な理由があり、裁量権の逸脱又は濫用はなく、その目的を達成するために必要な事務を契約内容としていることが認められます。

このことから、平成27年度の本件委託契約は、違法又は不当な契約には該当しません。

なお、請求人は、本件委託契約がガイドラインに反していると主張していますが、ガイドラインは、公金の徴収又は収納事務の委託の適正を図るため、財政局において標準的な事務手続を整理し、各区局で契約条件や仕様を決定する際の目安となるように示したものであり、必ずしもすべての委託契約に適用されるものではありません。

## (2) 会計管理者の協議内容と異なる契約の締結に係る請求人の主張の検討

### ア 根拠規定

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第100条第2項は、私人に徴収又は収納の事務を委託する場合は、事前に会計管理者と協議しなければならない旨規定されています。

また、同条第5項は「受託者はその取扱いに係る収入金を収納したときは、…（中略）…会計管理者へ、直ちに納付書により指定金融機関若しくは収納代理金融機関へ又は直ちに口座振替の方法により指定金融機関へ払い込まなければならない。ただし、第2項の規定による会計管理者との協議において、受託者が直ち

にその収入金を払い込むことができないことについて、会計管理者がやむを得ない理由があると認めた場合は、相当の期間内に払い込むことができる。」と規定されています。

#### イ 会計管理者との協議と異なる内容の契約

健康福祉局と会計管理者との協議の結果、収納から払込みまでに要する日数は14日以内となりましたが、獣医師会との契約においては、14日以内での納付が困難であったことから、会計管理者との協議内容に反し、翌月10日までの納付としました。

#### ウ 会計管理者との協議と異なる内容の契約の効力

横浜市予算、決算及び金銭会計規則第100条第2項は、地方公共団体の内部における訓令的性質を有する手続規定であるため、地方公共団体の担当職員は当然拘束を受けるものの、契約の相手方を直接拘束するものではありません。したがって、会計管理者との協議と異なる内容の契約を締結していたとしても、獣医師会との契約は有効であると解されます。

また、本件委託契約の契約書約款第36条では、委託者が解除することができる事由を列記していますが、会計管理者との協議と異なる内容で契約を締結していることは、解除事由に該当しません。

なお、他の受託者との契約においては、会計管理者との協議どおり「14日以内」としていることが認められます。

以上(1)、(2)により、平成27年度の本件委託契約は、違法又は不当な契約には該当せず、また、会計管理者との協議と異なる内容で契約を締結していても契約自体は有効であり、解除事由にも該当しないことから、平成28年度の本件委託契約が違法又は不当な契約であり、契約の解除を求めるとの請求人の主張については、理由がないと判断しました。

なお、監査を行う中で、今後の事務執行において留意すべきと思われる点が見受けられましたので、次のとおり意見を付します。

## 意見

会計管理者との協議と異なる内容の契約を締結していたことについては、契約に影響を及ぼさないとはいえ、明らかに会計管理者との協議内容と異なる契約を締結したことになるため、平成29年度に本件委託契約を締結する場合には、適正な手続となるよう改善を求めます。



## (参 考) 住民監査請求書

### 1. 請求の要旨

動物愛護センターは、狂犬病予防法に基づいて行う事務手続業務を平成26年までの15年間、獣医師会に病院での接種は飼い主に代わって獣医師が区役所に赴き手続を行う、代行手続委託と称し依頼していましたが、突然会計上疑義があるとの理由で、平成27年度より手数料事務委託契約を交わすことになる。

平成28年9月疑義の理由が虚偽である事が発覚する。しかし動愛センターは元に戻さず、謝罪文(証一)で示した理由を以って今後も継続を考えています。

しかし平成25年と平成27年度の決算書を比較(証二)し、人件費を試算すると、平成25年(代行手続)は1件460円で現在は322円であります。平成27年度動愛センターが集合注射会場等、自らが実施した35,000件を代行手続時の人件費で換算すると、約419万円減収になり、更に新たな経費として1785万円計上しています。合計約2200万円の支出負担増になっているのです。

本来手続は、病院で接種した方は、区役所へ赴き手続し、接種と手続を同時に行いたい方は集合注射会場で受ければよいのです。

社会状況の変化により、手続を怠る飼い主が年々増へ、全国の自治体は代行手続を行うようになったのです。依って、現状を見ても(証一)を理由に、2200万円を負担し委託契約にする重要性も必要性もありません。

- ・平成24年財政局が示した「収納事務委託に関するガイドライン」(証三)の中に委託契約するには経費の削減が必要とあります。市の指針に反する不当な支出負担行為と考える。
- ・市として毎年約2200万円の損害をこうむります。
- ・該当委託契約には納付期限の改ざん等(証四)、ガイドラインより逸脱したものが他にもあります。財政局が検証し、ガイドラインに適応しなければ契約解除にすよう求めます。
- ・平成28年11月に平成27年度の決算が確定した為、1年経過しました。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成29年1月6日

横浜市監査委員あて

(参 考) 事実証明書目録 (原文を基に監査委員作成)

- ・ 代行業務に関する不適切な発言の確認と訂正について
- ・ 狂犬病予防事業における歳入及び歳出について
- ・ 歳入の徴収又は収納事務委託に関するガイドライン
- ・ 動物愛護センターの法令違反虚偽報告による公金管理
- ・ 住民監査請求の補正書
- ・ 動物愛護センターの回答書に対するコメント

(参 考) 関係職員提出資料目録

- ・ 陳述要旨
- ・ 集合注射会場における鑑札等交付数の推移 (平成19年度から28年度)、犬の新規登録数、狂犬病予防注射済票交付数及び狂犬病予防注射接種率の推移 (平成18年度から27年度)

(参 考) 関係人 (財政局、会計管理者) 提出資料目録

- ・ 住民監査請求に関する調査について

【参考条文】

狂犬病予防法 (抜粋)

(登録)

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日 (生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日) から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長 (特別区にあつては、区長。以下同じ。) に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地 (犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地) を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

(予防注射)

第5条 犬の所有者 (所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。) は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

## 横浜市手数料条例（抜粋）

（手数料）

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(47) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録(鑑札の交付を含む。)

申請手数料 同 3,000円

(48) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく狂犬病予防注射済票交付手数料 同 550円

(49) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料  
同 1,600円

(50) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく狂犬病予防注射済票再交付手数料 同 340円

(納付)

第5条 手数料は、申請又は請求の際に納付しなければならない。

## 横浜市予算、決算及び金銭会計規則（抜粋）

（私人への歳入の徴収または収納の委託）

### 第100条

2 局長は、前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託する場合は、委託に係る相手方、事務の内容、取扱予定金額、期間及び手数料について、委託契約に必要な書類を作成の上、会計管理者に協議しなければならない。ただし、前年度に引き続き委託する場合で、委託に係る相手方、事務の内容及び期間が前年度と同一であるときは、この限りでない。

5 受託者はその取扱いに係る収入金を収納したときは、その収入金を第94条第1項の規定に準じて整理し、その内容を示す計算書を添えて会計管理者へ、直ちに納付書により指定金融機関若しくは収納代理金融機関へ又は直ちに口座振替の方法により指定金融機関へ払い込まなければならない。ただし、第2項の規定による会計管理者との協議において、受託者が直ちにその収入金を払い込むことができないことについて、会計管理者がやむを得ない理由があると認めた場合は、相当の期間内に払い込むことができる。